

令和2年(2020年)3月13日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道環境影響評価審議会

会長 山下竜一



(仮称)えりも岬風力発電所環境影響評価方法書について(答申)

令和元年(2019年)10月28日付け環境第750号で諮問のありましたこのことについて、次のとおり答申します。

記

本事業は、日高管内えりも町の約2,143.2haを対象事業実施区域として、最大50基の風車による最大出力150,000kWの風力発電所を設置する計画である。

対象事業実施区域の東側及び南側は日高山脈襟裳国定公園に隣接し、同区域及びその周辺には重要な野鳥生息地(IBA)や特定植物群落、保安林、自然度の高い植生といった重要な自然環境のまとまりの場が存在しており、シマフクロウやタンチョウなどの希少鳥類の生息情報があるほか、対象事業実施区域及びその周辺には住居や学校等が存在している。また、対象事業実施区域は他事業者により計画中の風力発電事業と区域が大きく重複している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

(1) 今後の風力発電設備、変電設備、工事用道路等の設置等、事業の実施に伴う土地の改変箇所等の決定、その他の事業計画の策定に当たっては、環境に配慮すべき区域を除外するなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

また、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、可能な限り評価項目及び分類群ごとに複数の専門家等の助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切に調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

なお、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合や効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等においては、事後調査を実施すること。

(2) 対象事業実施区域は、他事業者が先行して環境影響評価手続中の風力発電事業と区域が重複していることから、他事業者による風力発電事業との累積的影響や並行的に行われる現地調査に伴う人為的な攪乱による動植物への影響が懸念される。このため、対象事業実施区域の設定や調査手法等に関して事業者間で十分な協議、調整を行うとともに、他事業者から必要な情報を入手した上で、2の個別的事項に示すとおり、本事業との累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

また、他事業者に累積的影響の検討に必要な情報提供を依頼する場合は、本事業の環境影響評

価に関する情報を他事業者に提供するなど、関係する事業者間で相互に環境保全のための有用な情報共有が図られるよう努めること。

(3) 今後の手続きに当たっては、住民及び関係団体等への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めること。

(4) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、環境影響評価図書の内容の継続性を勘案し、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

2 個別的事項

(1) 大気質

ア 工事用資材等の搬出入による窒素酸化物及び粉じん等に係る調査、予測について、「道路環境影響評価の技術手法」等に基づき実施するとしているが、同手法とは異なる地点設定等を行っており、調査及び予測に係る地点、予測方法等の設定根拠が不明確なものとなっている。このため、調査及び予測に係る地点、予測方法等の設定について、科学的根拠を示した上で適切なものとすること。

イ 建設機械の稼働による窒素酸化物及び粉じん等に係る調査地点については、北側の対象事業実施区域にのみ設定されており、南側の対象事業実施区域の近傍における影響を適切に予測及び評価できないおそれがある。このため、調査地点について、地点の追加を再検討の上、適切な位置に設定すること。

ウ 工事用資材等の搬出入及び建設機械の稼働による窒素酸化物及び粉じん等について、他事業者の風力発電事業と工事時期が重複する場合は、当該事業との累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(2) 騒音及び超低周波音、振動

ア 対象事業実施区域及びその周辺には住居が存在しているほか、同区域に近接して特に配慮が必要な施設である学校も存在しており、工事の実施や施設の稼働に伴い、騒音及び超低周波音による重大な影響が懸念される。このため、風車の配置の検討に当たっては、できる限り住居等から離隔することなどにより、影響を回避又は十分低減すること。

イ 工事用資材等の搬出入及び建設機械の稼働による騒音及び振動について、他事業者の風力発電事業と工事時期が重複する場合は、当該事業との累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

ウ 施設の稼働による騒音及び超低周波音について、他事業者の風力発電事業に係る環境影響評価の情報を収集した上で、他事業者の風力発電事業との累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

エ 騒音及び超低周波音による生活環境への影響については不確実性があることや、住居等から風車設置予定地点までの離隔距離が十分に確保されておらず風車騒音に含まれる振幅変調音や純音性成分などにより不快感が生じる可能性があることから、適切な機種選定などにより可能な限り影響の低減を図るとともに、施設稼働後に影響が確認された場合の対策について検討すること。

(3) 水質

ア 対象事業実施区域には、さけ・ます増殖事業が行われ、水産資源保護法に基づく保護水面である歌別川及びその支流があり、土地改変に伴う濁水や土砂の流入などによる影響が懸念される。このため、関係機関と協議を行い水域利用の状況を踏まえた上で、水質への影響を回避又は十分に低減できるよう環境保全措置を講ずること。

イ 工事の実施や地形の改変により発生するおそれのある水の濁りに係る環境保全措置については、近年増加している局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえたものとすること。

(4) 風車の影

ア 対象事業実施区域及びその周辺には住居が存在しているほか、同区域に近接して特に配慮が必要な施設である学校も存在しており、施設の稼働に伴い、風車の影による重大な影響が懸念される。このため、風車の配置の検討に当たっては、できる限り住居等から離隔することなどにより、影響を回避又は十分低減すること。

イ 施設の稼働による風車の影については、影響が及ぶ時間の長短に関わらず人によって気になることがあるため、風車の適正な配置や構造等の検討を含めて、影響が回避又は十分に低減されているかの観点から評価すること。

また、他事業者の風力発電事業に係る環境影響評価の情報を収集した上で、他事業者の風力発電事業との累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(5) 動物

ア コウモリ類の調査については、専門家等から助言を得ながら風速と飛翔状況との関係を整理するなどし、バードストライクの影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺は、鳥類への影響を考慮すべき区域を示した「風力発電立地検討のためのセンシティビティマップ」において、シマフクロウやオジロワシなどの分布情報により、特に重点的な調査が必要とされる注意喚起レベル A3 及び B に該当するほか、専門家等によりクマタカやタンチョウなどの希少な鳥類の生息やハクチョウ類の渡りのルートとなっている可能性が指摘されている。このため、これら希少な鳥類の生息やバードストライク、移動経路の阻害等への影響について、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

また、他事業者の風力発電事業に係る環境影響評価の情報を収集した上で、専門家等から助言を得ながら鳥類への累積的な影響について、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(6) 植物

ア 現地調査により重要な植物種や重要な植物群落が確認された場合は、これらの種の生育地及び群落、並びにその周辺の土地改変を避けるなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

また、対象事業実施区域内に分布している特定植物群落（襟藻岬海岸草原及び襟藻ミズナラ林）については、当該群落への影響を回避するため、現地調査によりその存在する区域を明らかにした上で改変区域から除外すること。

イ 工事の実施による土地改変に伴う表土の移動や改変箇所の裸地化等により侵略性の高い外来植物の生育域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変を予

定する区域及びその周囲における侵略性の高い外来植物の生育状況を予め把握し、工事の実施によりその分布が拡大することのないよう施工方法を検討すること。また、具体的な外来植物の拡散防止対策について準備書に記載すること。

(7) 生態系

ア 注目種については、現地調査の結果を踏まえて候補の見直しを含めて検討の上、適切に選定するとともに、選定の経緯を準備書に記載すること。

イ 工事の実施による土地改変や樹木の伐採については、その範囲を必要最小限とすること。特にブナクラス域自然植生（植生自然度9）といった自然度の高い植生の区域及び大型鳥類や哺乳類などが営巣やねぐらなどに利用し得る大径木を含む樹林地については、現地調査によりその存在する区域を明らかにした上で、これらの区域の改変の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

(8) 景観

ア 対象事業実施区域に隣接する日高山脈襟裳国定公園には複数の眺望点があり、「襟裳岬」からは百人浜や日高山脈の方向に風車が視認される可能性が高いことなどから、こうした眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、景観に対する影響については、地域住民や観光客、国定公園利用者などの個人や関係団体に対してフォトモンタージュを提示した聞き取り調査等を実施し、その結果を踏まえ、主要な眺望景観への影響が回避又は十分に低減されているかの観点から客観的に評価すること。

イ フォトモンタージュの作成に当たっては、四季を通じて風車と背景とのコントラストが強く出る晴天時の写真を用いて作成することなどにより、風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件を想定したものとともに、色調、明度、解像度や大きさについては、実際の視覚的印象を反映したものとすること。

また、他事業者の風力発電事業に係る環境影響評価の情報を収集した上で、他事業者の風力発電事業との累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(9) 人と自然との触れ合いの活動の場

ア 対象事業実施区域に近接する「百人浜」などの人と自然との触れ合いの活動の場については、本事業の実施に伴う騒音、風車の影及び景観変化等による重大な影響が懸念される。このため、これら活動の場の利用状況等について十分調査した上で、工事の実施や施設の存在のみならず、施設の稼働による影響も含め適切に予測及び評価を実施すること。

イ 工事用資材の搬出入に伴うアクセスルートへの影響について、他事業者の風力発電事業と工事時期が重複する場合は、当該事業との累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(10) 廃棄物等

工事の実施に伴う廃棄物及び残土については、その発生の抑制に努めるとともに、発生量に加えて最終処分量、再生利用量及び中間処理量等の把握を通じ、適切に調査及び予測を実施すること。